

須坂市立常盤中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめとは

『いじめ』とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

2 いじめの認識

本校では上記の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられたと感じている生徒の立場に立ち、本人や周辺の状態等を客観的に確認するなどして、学校長を含む複数の教員、必要に応じては外部機関に相談をしながら行う。

そのため、いじめられたと感じている生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要である。

いじめは大人の目につきにくいように行われることが多く見逃されやすいため、十分に解決されずエスカレートする危険があると感じ、いじめられていると感じても自ら訴えない場合もあることから、いじめを受けている生徒や周辺の生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめられていることを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが大切である。

また、いじめには多様な背景が考えられるので、生徒を取り巻く状況を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要であり、そうすることが未然防止にもつながる。

II 未然防止の取り組み

学校では、次のような視点を大切にし、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校作りを進める。

1 いじめの起きにくい学校、学級づくり（授業の充実、体験活動の充実、職員研修等）

○日々の授業の充実

生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくり

- ・「三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）」を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着

- ・「学習の五つの基本」を示し、授業中のルールを明確にした規律ある学習環境づくり

- 1 チャイムで開始・終了しよう
- 2 話を聞く時、私語はやめよう
- 3 指名されたら返事をしよう
- 4 語尾まではっきり話そう
- 5 正しい姿勢で学習しよう

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫

○体験活動の充実

- ・「コミュニケーションタイム」等、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定
- ・須坂特別支援学校との交流等、異校種の学校の生徒との交流

○職員研修等

2 いじめを許さない姿勢の周知

- ・子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」という意識をもち、役割と責任を自覚して、子ども達に示していく。
- ・年間2回の人権同和教育月間、定期的な教育相談、いじめアンケートを年間計画に位置づけていく。
- ・「常盤中学校人権宣言」を教室内に掲示し、「心の花の日」に唱和する。また、人権同和教育月間等で、宣言がもつ意味について考えさせる。

3 いじめ防止のための主体的活動

クラスの係活動や、校友会活動、各行事等、生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって、協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動を設定する。

- ・校友会活動に人権委員会を設置し、委員が中心となり、人権について考えていく機会を設ける。

①月に一回「心の花の日」を設け、活動をする。

「常盤中学校人権宣言」の唱和

振り返りカードの記入…生徒一人ひとりが、月ごとに人権に対する月間目標を決め、次の月に見返して反省する。

②その月の誕生日の生徒のいいところ、その生徒にしてもらって嬉しかったこと等をクラスの生徒がカードに記入し、掲示する。

- ・クラスの人権スローガンの決定

5月の人権同和教育月間に各クラスの人権スローガンを決め、そのスローガンの達成を目指す。

- ・学芸委員会の活動に「コミュニケーションタイム」を取り入れ、クラスや全校でレクレーションを楽しみながら交流する機会を設ける。

4 ネット上のいじめの未然防止、保護者への啓発など

- ・情報モラルについて、学校全体で普段から取り組んでおく。専門家に講演を依頼したり、DVD 等を活用したりして、子ども達に考えさせる。
- ・日頃から、緊急時は関係機関と協力すれば、だれが書き込んだかわかることを子ども達に伝えておく。

Ⅲ 早期発見の取り組み

1 日常活動を通じた早期発見

- ・生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・生活記録を通じた対話による生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や教科会での情報交換。
- ・常時相談箱を設置し、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

2 相談体制の充実

- ・生徒や保護者（両親・祖父母等）が安心して相談できるように、相談窓口や相談方法について学校便りやホームページ等で周知

- ・相談室の職員常駐や保健室での相談などいつでも誰にでも相談できる環境作り。
- ・スクールカウンセラーの周知と積極的活用。
- ・教育相談日を定期的に設定し、全ての生徒との計画的な相談を実施する。

3 いじめアンケートやチェックリストの活用

- ・生徒向けに年数回いじめアンケートを行い、学校内外の生活や心の変化を把握し、面談を実施。
- ・アンケートやチェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。
- ・年2回（5月、10月）Q Uを活用し、学校生活満足度や社会性について現状を把握。
- ・Q Uの結果に基づいた学級経営案の作成とその改善。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。

4 ネット上のいじめの早期発見

- ・情報端末機器の危険性や相談方法について生徒・家庭に周知。
- ・いじめアンケートに項立てをし、状況を定期的に把握し、面談を実施。
- ・情報モラル教育を実施し、感想等から生徒の実態を把握。
- ・情報端末機器の利用実態調査（生徒向け・保護者向け）を実施し、各生徒・家庭の利用状況や悩みを正確に把握し、指導にいかす。また、相談方法等を周知。
- ・生徒同士の会話に耳を傾け、早期発見に努める。

IV いじめへの対応（『いじめ対応マニュアル』）

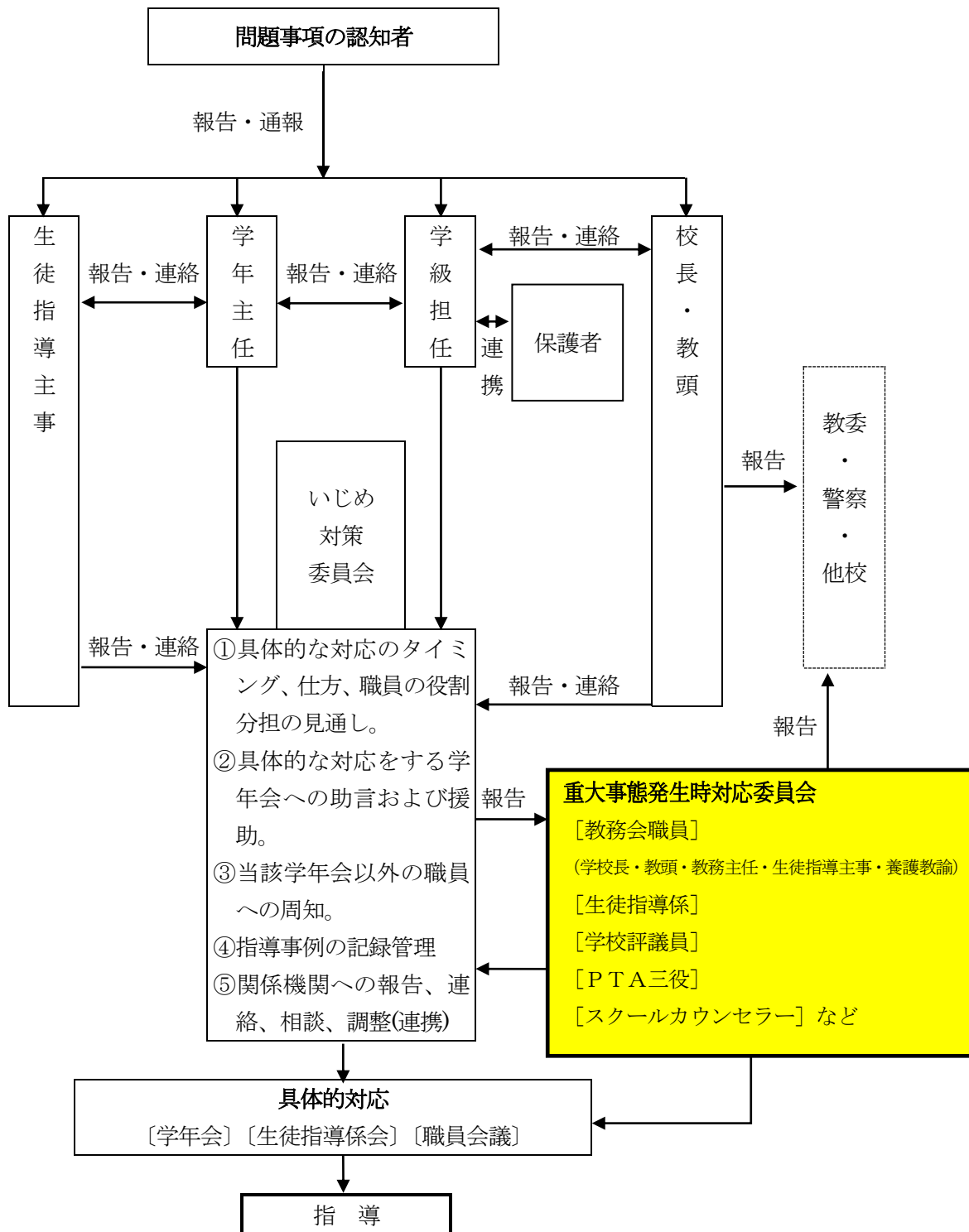
1. 基本的な流れ（初期対応）

- ①いじめを受けた生徒、いじめを知らせてくれた生徒の安全の確保を最優先する。
※別室に確保すること、連絡にあたっては校内電話、携帯電話を使用するなど、その生徒から離れないようにする。
- ②事情を知った教職員は、速やかに、当該生徒の学級担任、各学年の学年主任、生徒指導係職員に連絡する。
- ③関係生徒の学級担任、学年職員は、速やかに情報確認。
- ④聞き取り後、重大性にかかわらず、「いじめ不登校等対策小委員会」へ報告。
※『重大事態』と判断される場合は、別に定める対応を進める。
- ⑤「いじめ対策小委員会」（生徒指導係会）で具体的な対応や職員の役割分担などの基本方向を整理し、関係する学年会に具体的な対応を指示。
※緊急性がある場合は、教科授業であっても、本人の了承を得て、対応を進める。
※緊急性を伴い、かつ多数の生徒がかかわっていると考えられる場合には、通常授業を停止して対応する。
※上記の場合、職員が担当する授業についても配慮する。
- ⑥学年会内では、学年主任をリーダーとして、各職員の役割分担を整理し、手順に従って推進。
※詳細は別記。
※学年がまたがる場合は、それぞれの学年会職員が参加し、生徒指導主事（小委員会委員長）をリーダーとしてすすめる。
- ⑦関係した生徒の保護者への事実および指導の報告。
- ⑧当該の生徒以外の生徒の指導の必要が認められる場合、学級、学年への一斉指導。
※複数学年にかかわる場合、「いじめ不登校等対策小委員会」がすすめる。

⑨必要に応じて、学級、学年、全校の保護者への事例報告の場の設定。

⑩関係機関への連絡、連携の依頼

2. フローチャート図



3. いじめ対策委員会（生徒指導係会）

(1) メンバー

- ①委員長は学校長。
- ②委員は教務会職員と生徒指導係の職員。

③実質的には、生徒指導係会が、教務会と連携しながら進めていく

③生徒指導係会には、指南役として、教頭、教務主任が参加。

※必要に応じて、学校長も参加。

(2) いじめ対策委員会の役割

①具体的な対応のタイミング、仕方、職員の役割分担の見通し。

②具体的な対応をする学年会への助言および援助。

③当該学年会以外の職員への周知。

④指導事例の記録管理

⑤関係機関への報告、連絡、相談、調整（連携）

4. 学年会職員による具体的な対応の手順

①事実確認（関係生徒からの聞き取り）

②事実関係の整理（学年主任を中核として『いじめの構造』の把握）

③指導すべき事項、指導形態（個別、集団など）、優先順位の組み立て

（学年主任を中核として）

④当該生徒への指導

⑤『謝罪の場』の設定

⑥当該の生徒の保護者への事実および、指導内容、指導時の生徒のようすなどの報告、今後のケアについて、連携を依頼。

⑦指導後、小委員会へ報告（口頭報告、事例記録としての文書報告・管理）。

⑧当該の生徒以外の生徒の指導の必要が認められる場合、学級、学年への一斉指導。

⑨必要に応じて、学級、学年、全校の保護者への事例報告の場の設定。

⑩必要な関係機関との連携していく。

5. 具体的な対応時（聞き取りや指導時）の留意事項

(1) いじめを受けた生徒、いじめを知らせてくれた生徒の安全の確保を最優先する。

○必ず守り通す姿勢をもつ。

○保護者との連絡を密にする。

○いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の願いを実現するため、方策を提示する。

(2) いじめられた生徒以外の聞き取りにあたって

①場の設定にあたって

○その日のうちに事実確認、指導を完結させる。 ※極力長引かせないようにする。

○放課後を利用し授業への影響は極力避けたいが、緊急性などを考慮した場合はこの限りではない。

○該当生徒の通常下校時刻を遅らせる場合などは、保護者の連絡をおこない、許可を得る（終了後に報告）。

○18:00をすぎるような場合は、軽食を準備することが望ましい。

②聞き取りにあたって

○できる限り、集団での聞き取りは行わない。

○生徒が大勢の場合には、一部屋に集めて、別室で順番に聞き取る。

○できる限り、複数の教職員で行い、女子生徒の場合は、出来る限り女性職員が同席する。（一人は聞き取り、一人はメモを取る）

③加害生徒と思われる生徒への聞き取り

○共感的な姿勢で、本人の気持ちを聞き取りながら、事実は具体的に明確にする。

Ex. 「言った」→どんなことば、口調、回数など、

「殴った」→「グーか、パーか」、どのくらいの強さか、回数、

○本人の良さを語りながら、行為の背景を聞き取る。

Ex. 「〇〇のようにやさしいあなたが、どうしてそのようなことをしたの？」

(3) 学年主任（複数学年の場合には生徒指導主事）への報告

○聞き取った事実は、学年主任（複数学年の場合には生徒指導主事）に、その都度、報告する。

※『いじめの構造』が見えてくると思われる。

○確認が必要なことは、必ず確認する。

(4) 当該生徒への指導にあたって

①加害生徒への指導

○自分が行った『行為』、行為の『意味』や『影響』、なぜその行為を行ってしまったのか『(自分の気持ち)』を確実に振り返らせる。

○今後の自分のあり方を最後に語らせ、『絶対にいじめをしない』ことを誓わせる。

※作文にまとめることは有効な方法である。

○作文にまとめたことの意義を認めるとともに、「誓い」を立てた意義を説諭する。

○『謝罪の場』に臨み、いじめた生徒にその作文を読むような気持ちで、また謝罪することの意味や影響について、指導する。

○いじめられた生徒は謝罪の場に

②いじめを受けた生徒への指導として

○自分をいじめた生徒との今後の関係のあり方を整理しながら、自分にいじめをした生徒に対して、自分にした行為を許すことはできなくとも、当該生徒の人格を否定することがないようにしてほしい『教職員の心情』を伝える。

○具体的には、謝罪の場を設定したいことを伝え、当該生徒の謝罪の気持ちに触れることができるよう指導する。

○その場において、いじめを受けていた時の自分の気持ち、今後の付き合いのあり方など具体的な要望を伝えるよう指導する。

○教職員をはじめとする、学校への要望や願いを聞き取り、その実現に向けた動きを確認する。

※『別室登校の措置』も考えられるが、このことは保護者を交えて検討する。

(5) 『謝罪の場』について

○指導にあたった職員が全員参加する。

○進行は生徒指導係が担当する。

○いじめた生徒は一人ずつ、謝罪をする（対等の関係をつくる）。

※いじめた生徒が多い場合には別室に待機させ、一人ずつ順番におこなう。

○いじめた生徒の謝罪から始め、いじめられた生徒が納得できるよう、必要に応じて、教職員が補足するようにする。

○最後に、学年主任（複数学年の場合は生徒指導主事）が今後の関係のあり方、生活のあり方について、いじめられた生徒、いじめた生徒、双方に別々に説諭する。

(6) 当該の生徒の保護者への説明

①いじめられた生徒の保護者への説明

○学年主任、学級担任のふたりで説明する。

※できれば、生徒を送っていき、家庭訪問したほうがよい。（家庭の要望であれば、学校でもかま

わない)

※電話は避ける。

※服装にも留意する。

○生徒を適切に指導できず、『ゆゆしき事態を招いたこと』について、まず謝罪を伝える。

○事実経過（関係する生徒名を含めて）、指導経過、指導後の加害生徒のようす、『謝罪の場』のようすを伝える。

○いじめた生徒の保護者からの要望があれば、謝罪を受け入れてもらえるよう、促す。

○以後の学校の対応についての要望を聞き取る。

②加害生徒の保護者への説明

○できれば、学年主任または生徒指導係、学級担任の二人で説明する。

※電話での詳細な説明は避け、生徒を迎えに学校へ来ていただくのがよい。

○複数であっても、一家庭ずつが望ましい。

○生徒を適切に指導できず、『ゆゆしき事態を招いたこと』について、まず謝罪を伝える。

○事実経過（関係する生徒名を含めて）、指導経過、指導後の加害生徒のようす、『謝罪の場』のようすを伝える。

※できるだけ、よく反省したことやふりかえったことを話す。

○以後の生徒間の関係改善に向けて、それぞれの生徒のケアに協力をいただきたいことを話す。

○そのうえで、いじめた生徒宅に電話し、保護者同士の関係を良好なものとしてもらえるよう促す（保護者としての謝罪を促す。強制はしない）。

(7) 委員会への報告および以後の対応の検討

○それぞれの生徒の保護者への説明後、それぞれの家庭の受け止め姿勢、学校での指導への受け止め姿勢を報告する。

○委員会ですらなる、援助支援の必要性について再検討し、必要が認められる場合、対応計画の変更を助言する。

(8) 学級、学年、全校への指導

①学級への指導

○学級担任がおこなうことを基本とするが、必要に応じて、学年主任、生徒指導主事がおこなう。

○指導の場に、学年主任は必ず立ち会い、必要に応じて、学年職員、生徒指導主事、委員会の職員も立ち会う。

②学年への指導

○学年内の生徒指導係がおこなうことを基本とするが、必要に応じて、学年主任、生徒指導主事がおこなう。

○指導の場に、全学年職員は立ち会い、必要に応じて、委員会の職員も立ち会う。

③全校への指導

○全職員参加のもと、生徒指導主事が行うことを基本とするが、必要に応じて、教頭、学校長がおこなう。

(9) 学級、学年、全校への保護者への説明

①学級への指導

○学級担任がおこなうことを基本とするが、必要に応じて、学年主任、生徒指導主事がおこなう。

○指導の場に、学年主任は必ず立ち会い、必要に応じて、学年職員、生徒指導主事、委員会の職員も立ち会う。

②学年への指導

○学年内の生徒指導係がおこなうことを基本とするが、必要に応じて、学年主任、生徒指導主事がおこなう。

○指導の場に、全学年職員は立ち会い、必要に応じて、委員会の職員も立ち会う。

③全校への指導

○全職員参加のもと、生徒指導主事が行うことを基本とするが、必要に応じて、教頭、学校長がおこなう。

(10) 関係機関との連携

○委員会で手配を進め、具体的な連携については当該の学年会で進める。

6. ネット上のいじめについての留意事項

(1) 学校が設置している機器、ツールによるものである場合

○情報教育係の職員を含めた『いじめ対策委員会』が中核となって進める。

○手順は上記のとおり。

(2) 保護者に最終責任がある機器、ツールによるものである場合

○個人情報にかかわること、保護者に全責任がおよぶことを念頭に、慎重に進める。

○訴えてきた生徒（保護者）には、プリントアウトしたものや被害をこうむったツール、画面を具体的に示してもらったうえで、相談に応じていく。

○機器やツール、サイトなどの企業との折衝は最終責任を負う保護者が行ってもらおうよう、理解を得る。

○専門家からのアドバイスを受ける。

V いじめ対応のための体制整備

1 「いじめ対策委員会」の設置

(1) 構成メンバー（事務主任を除く教務会構成メンバーと生徒指導係会メンバーで組織）

・学校長・教頭・教務主任・各学年主任・特別支援主任・生徒指導主事・養護教諭・各学年生徒指導係 ※通常は、教務会と連携して、生徒指導係会がその任を進める。

(2) 役割

- ・未然防止のための計画の作成（教務主任・特別支援主任・生徒指導主事・養護教諭）
- ・早期発見のための計画の作成（教頭・生徒指導主事・養護教諭）
- ・いじめ事案対応マニュアルの作成・修正（全委員）
- ・いじめ事案への対応（学年主任・生徒指導主事）
- ・「学校危機管理マニュアル」の作成（教頭・教務主任）
- ・全体統括（校長）
- ・渉外（教頭）

(3) 委員会の開催

- ・毎週の教務会において、いじめ事案として検討する個別事案の確認を行う。
- ・いじめ事案として検討する事案が発見された場合は直ちに臨時委員会を開催する。

2 関係機関との連携

(1) 保護者との連携

- ・保護者懇談における生徒の様子の変化の聞き取り
- ・学級PTA（参観日）での情報交換

- ・個別の家庭訪問や学級PTA後の時間を利用した気になる生徒の様子への聞き取り

(2) 教育委員会との連携

- ・個別の事案に関して報告をし、指示を仰ぐ
- ・保護者からの相談等の情報交換
- ・弁護士の依頼

(3) 外部専門家や団体との連携

- ・個別の事例に関する相談
- ・啓発活動の依頼や情報の収集

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命・心身・財産・権利に重大な被害が生じた疑いが発生したとき
例：自殺（未遂を含む）・傷害・金品の略取・精神性の疾患・長期欠席

(2) 第三者を交えた「重大事態発生時対応委員会」を組織して、対応する。

- ・学校評議員、学校とかかわりのある地域の方々と連携を密にして、第三者の視点からより適切な対応について検討するとともに、地域社会の協力得て、対応する。
- ・メンバーについては、「重大事態」の内容に応じて構成する。

(3) 「学校危機管理マニュアル」に基づいた対応を行う。

- ・情報の共通理解（ポジションペーパーの作成）
- ・教育委員会との連携
- ・個別事案（いじめが疑われたがいじめと判断されなかった例を含めて）の記録の蓄積
- ・弁護士の依頼（教育委員会）
- ・被害生徒の安全の確保
- ・スクールカウンセラーとの連携